



医療安全通信 第56号

【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

## 抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する 注意喚起の徹底について

厚生労働省では、インフルエンザ罹患時の異常行動についての注意喚起資材を作成し、都道府県等を通じて医療機関等への注意喚起の徹底を依頼しています。（平成30年11月26日付 薬生安発1126第2号）<http://www.pmda.go.jp/files/000226949.pdf>

**インフルエンザ罹患時には、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。** 転落等の事故に至るおそれのある重度の異常行動については、以下のことが知られています。

- ★ 就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い（女性でも発現する）
- ★ 発熱から2日間以内に発現することが多い

**インフルエンザ罹患時には、発熱から少なくとも2日間**は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、  
**転落等の事故に対する防止対策を講じるよう**  
保護者等に注意喚起してください。

### 転落等の事故に対する防止対策の例

#### （1）高層階の住居の場合

- 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む。）
- ベランダに面していない部屋で寝かせる
- 窓に格子のある部屋で寝かせる（窓に格子がある部屋がある場合）

#### （2）一戸建ての場合

- （1）に加え、できる限り1階で寝かせる

抗インフルエンザ薬の服薬指導時はもちろん、処方の有無にかかわらず、右に示す資材等を利用して具体的な説明をすることにより、十分な注意喚起を行って、転落事故を防止しましょう。

### ◆インフルエンザ罹患時の異常行動 についての注意喚起資材 （厚生労働省作成）

<http://www.pmda.go.jp/files/000226949.pdf>

**インフルエンザの患者さん・ご家族・周囲の方々へ**

インフルエンザにかかった時は、飛び降りなどの異常行動をおこすおそれがあります。特に発熱から2日間は要注意！  
窓の鍵を確実にかけるなど、異常行動に備えた対策を徹底してください。

●異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

- インフルエンザの患者さんでは、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。
- 異常行動は、①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する) ②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

**異常行動の例**

- 突然笑い出し、階段を駆け上ろうとする
- 自宅から出て外を歩いている、話しかけても反応しない など

●万が一の転落等の事故を防止するため、発熱から少なくとも2日間は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のよう対策を講じてください。

- 玄関や全ての部屋の窓を確実に施錠する（内鍵・チェーンロック、補助錠がある場合は、その活用を含む）
- 窓に格子のある部屋がある場合は、その部屋で寝かせる
- ベランダに面していない部屋で寝かせる
- 一戸建てにお住まいの場合は、できる限り1階で寝かせる

厚生労働省



旭川薬剤師会公式サイトに医療安全通信のバックナンバー、掲載資料や参考資料も掲載しています。